

第81期 定時株主総会 招集ご通知

目 次

ごあいさつ	1
第81期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	16
計算書類	38
監査報告	53

開催日時

2023年6月27日（火曜日） 午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

名古屋市東区武平町5-1
名古屋栄ビルディング 12階 特別会議室

議 案

<会社提案>

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

<株主提案>

- 第3号議案 定款変更及び剰余金の処分の件
第4号議案 定款追加の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますよう
ようお願い申し上げます。
議決権行使期限
2023年6月26日（月曜日） 午後5時まで

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
また、新たに株主となられた皆様には、心より御礼申し上げます。

当社第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）定時株主総会
招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は地域に密着した対面による営業をビジネスの柱とし、お客様とマ
ーケットをつなぐ証券会社として、企業価値の向上に努めるとともに、こ
の度2022年度から2024年度までの3ヵ年を対象とした、新たな中期経営
計画を策定し、経営戦略として3つを掲げました。

「営業基盤の拡大」
「推進体制の強化」
「収益構造の安定」

すべては基本理念『未来の安心のために』丁寧に対応してまいります。

また、当社は、安定的かつ継続的な配当を通じて株主の皆様への利益
還元を経営の重要課題と位置づけております。

お客様、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭
撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月



代表取締役社長
鈴木 卓也

基本理念

『未来の安心のために』

お客様へ	堅実な資産形成と喜びを
株主様へ	永続的な成長と喜びを
従業員へ	考え働く幸福と喜びを
社会へ	地元愛知への貢献と喜びを

株主各位

証券コード 8700
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月5日
名古屋市中区新栄町二丁目4番地
丸八証券株式会社
代表取締役社長 鈴木 卓也

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.maruhachi-sec.co.jp/> にアクセスいただき、メニューより「IR情報・電子公告」の「株主・投資家の皆様へ」を選択いただき、ご確認ください。また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show> にアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「丸八証券」又は「コード」に当社証券コード「8700」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日(月曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2023年6月27日（火曜日）午前10時 （受付開始時刻は午前9時を予定しています。）</p>
<p>2 場 所</p>	<p>名古屋市東区武平町5-1 名古屋栄ビルディング 12階 特別会議室</p>
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項 第81期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件</p> <p>決議事項 <会社提案> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p> <p><株主提案> 第3号議案 定款変更及び剰余金の処分の件 第4号議案 定款追加の件</p> <p>株主提案（第3号議案および第4号議案）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（12ページから15ページまで）に記載のとおりであります。</p>
<p>4 議決権行使についてのご案内</p>	<p>各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いします。 4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。</p>

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

本総会におけるお土産の配布は中止させていただきます。

株主総会参考書類

<会社提案>

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者の選任について賛同しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

はらだ まなぶ
原田 学 (1960年9月7日)

所有する当社の株式数 …………… 一株

在任年数 …………… 一年

取締役会出席状況 …………… 一回

新任

「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」

1984年 4月	東京証券(株) (現 東海東京証券(株)) 入社	2017年 4月	ワイエム証券(株) 代表取締役副社長
2008年 4月	東海東京証券(株) 高知支店長	2019年 2月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 常務執行役員 特命担当
2010年 4月	同社 岡崎支店長	2019年 8月	十六丁T証券(株) 代表取締役副社長
2012年 4月	同社 半田支店長	2022年 4月	東海東京アカデミー(株) 代表取締役会長
2014年 4月	同社 執行役員 大阪支店営業部長	2023年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 (現任)
2015年 4月	同社 執行役員 大阪支店長 兼 大阪支店営業部長		
2016年 4月	同社 常務執行役員 リテール営業本部 西日本地域部門長		

(選任理由)

原田学氏は、証券業界での豊富な実務経験や知見に加え、経営者としての経験を有しており、それら経験等を当社の経営に活かすことが、当社の企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

鈴木卓也 (1966年2月24日)

所有する当社の株式数 1,500株
 在任年数 2年
 取締役会出席状況 18/18回

再任

「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」

1990年 4月	東京証券(株) (現 東海東京証券(株)) 入社	2016年 4月	同社 常務執行役員 営業支援本部長
2007年 2月	東海東京証券(株) 瀬戸支店長	2017年 4月	(株)ETERNAL 代表取締役会長
2009年10月	同社 ミッドランド・プレミアサロン支店長	2019年 4月	東海東京証券(株) 専務執行役員 リテールカンパニー長
2010年 4月	同社 ミッドランド・プレミアオフィス部長	2020年 5月	同社 専務執行役員 ウェルスマネジメントカンパニー長
2012年 4月	同社 京都支店長	2021年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問
2014年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 執行役員ビジネス戦略グループ副担任 兼ビジネス戦略部長	2021年 6月	当社 顧問
2015年 4月	東海東京証券(株) 執行役員 ダイレクトチャネル本部長	2021年 6月	当社 代表取締役社長 (現任)

(選任理由)

鈴木卓也氏は、証券業界での豊富な実務経験や知見に加え、経営者としての経験を有しており、それら経験等を活かして業務執行していただくことが、当社の企業価値の向上に資すると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

末安堅二 (1944年2月23日)

所有する当社の株式数 一株
 在任年数 2年
 取締役会出席状況 18/18回

再任

社外

独立

「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」

1967年 4月	(株)東海銀行 (現 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ) 入行	2014年 6月	東海東京アカデミー(株) 非常勤取締役 (現任)
1994年 6月	同行 取締役	2015年 6月	名港海運(株) 非常勤監査役
1996年 6月	同行 常務取締役	2015年 8月	学校法人名古屋学院大学 理事長
1998年 6月	同行 常務執行役員	2021年 6月	当社 社外取締役 (現任)
1999年 6月	同行 専務執行役員		
2002年 1月	(株)中京銀行 顧問		
2002年 6月	同行 代表取締役頭取		
2011年 1月	同行 代表取締役会長		
2011年 6月	同行 特別顧問		
2012年 5月	タキヒヨー(株) 非常勤監査役		

(重要な兼職の状況)
 東海東京アカデミー(株) 非常勤取締役

(選任理由および期待される役割の概要)

末安堅二氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わり、金融機関の経営と地域金融に関する豊富な経験、知識を有しております。同氏においては、当社のコンプライアンス体制ならびにガバナンス体制の強化について、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。

候補者番号

4

やま だ ひさ たけ
山田 尚武 (1964年8月1日)

所有する当社の株式数 …………… 一株
在任年数 …………… 3年
取締役会出席状況 …………… 18/18回

再任

社外

独立

〔略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）〕

1992年 4月 名古屋弁護士会（現 愛知県弁護士会）
 弁護士登録
1996年 4月 しょうぶ法律事務所 開設
2002年 4月 社団法人（現 公益社団法人）名古屋青年会議所
 専務理事
2008年 4月 静岡大学法科大学院教授
2012年 4月 愛知県弁護士会副会長
2013年 6月 弁護士法人しょうぶ法律事務所 設立
2020年 6月 当社 社外取締役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表社員
 リーガルAI(株) 代表取締役
 VTホールディングス(株) 社外取締役

（選任理由および期待される役割の概要）

山田尚武氏は、長年にわたり弁護士法人、事業法人の経営に携わるとともに、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しております。同氏においては、引続き当該知見を活かして特に当社のコンプライアンス体制ならびにガバナンス体制の強化について、専門家の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。

- (注) 1. 末安堅二氏および山田尚武氏は、社外取締役候補者であります。
2. 原田学氏および鈴木卓也氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)およびその子会社・関連会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
3. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 末安堅二氏が非常勤取締役（非業務執行取締役）を務める東海東京アカデミー(株)は、当社の親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)の子会社です。また、山田尚武氏が代表社員を務める弁護士法人しょうぶ法律事務所、代表取締役を務めるリーガルAI(株)および社外取締役を務めるVTホールディングス(株)と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は、非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、非業務執行取締役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
- 当社は、末安堅二氏および山田尚武氏と当社の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が取締役に再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、招集ご通知26頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、末安堅二氏および山田尚武氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役小澤真人氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者の任期は、当社定款の定めにより前任者の残任期間（2024年6月開催予定株主総会の終結の時まで）となります。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

もり た とし のり
森田 俊典 (1959年11月13日)

所有する当社の株式数 …………… 一株
在任年数 …………… 一年
取締役会出席状況 …………… 一回

新任

〔略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）〕

1983年 4月	山一證券(株) 入社	2014年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 常務執行役員 総合リスク管理グループ担任
1998年 4月	東海丸万証券(株) (現 東海東京証券(株)) 入社	2015年 6月	東海東京サービス(株) 専務取締役
2000年10月	東海東京証券(株) 茅ヶ崎支店総務課長 兼 コンプライアンス本部付	2018年 4月	同社 代表取締役社長
2008年 4月	同社 検査部長	2022年 4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株) 顧問 (現職)
2012年 4月	同社 執行役員 コンプライアンス本部長		

(選任理由)

証券会社での豊富な経験と幅広い知識を有し各種業務に精通しており、適切かつ的確に常勤監査等委員である取締役としての職務を遂行していただけるものとして選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 森田俊典氏の「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」の欄には、当社の親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)およびその子会社における、現在または過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
2. 当社は、非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、非業務執行取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。
- 当社は、森田俊典氏が監査等委員である取締役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 非業務執行取締役が当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、招集ご通知26頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

スキル・マトリックス（取締役の有する経験および専門性）

本総会における第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の当社取締役が有する経験および専門性は、以下のとおりであります。

氏名	当社における地位等	第81期における 取締役会への 出席状況	経験および専門性					
			企業経営	証券・金融 ビジネス	コンプラ イアンス	財務・ 会計	法務・リスク マネジメント	人事・ 労務
はらだ まなぶ 原田 学	代表取締役会長	- (-回/-回)	○	○	○			○
すずき たくや 鈴木 卓也	代表取締役社長	100% (18回/18回)	○	○	○	○	○	
すえやす けんじ 末安 堅二	取締役 社外 独立	100% (18回/18回)	○	○	○	○		
やまだ ひさたけ 山田 尚武	取締役 社外 独立	100% (18回/18回)	○		○		○	○
もりた としのり 森田 俊典	監査等委員（常勤）	-% (-回/-回)	○	○	○		○	
まるやま ひろあき 丸山 弘昭	監査等委員 社外 独立	100% (18回/18回)	○		○	○		○
すずき だいすけ 鈴木 大輔	監査等委員 社外 独立	100% (18回/18回)	○	○	○			○

- (注) 1. 原田学氏は本総会後に開催予定の取締役会にて代表取締役会長に選任の予定です。
2. 山田尚武氏は弁護士であります。
3. 丸山弘昭氏は公認会計士、税理士であります。

以上

<株主提案>

第3号議案および第4号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権数は491個（議決権比率1.23%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」および「提案理由」は、形式的な修正を除き、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第3号議案 定款変更及び剰余金の処分の件

① 定款変更

(変更前)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(変更後)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によって定める。
よらず取締役会の決議に 下線部分を削除し株主総会の決議にて剰余金の処分を行う

提案理由

当社の定款変更を行い株主総会の決議にて剰余金の処分を行います。

② 剰余金の処分の件

令和5年3月期の期末配当につきましては、期末配当1株につき60円を提案いたします。

配当財産の種類 金銭といたします。

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額。

当社普通株式1株につき期末配当60円といたします。

なお、この場合の期末配当総額は2億3946万円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日 令和5年6月株主総会翌日といたします。

提案理由

当社は令和3年4月16日、当社株式1,741,666株 43.63%を保有する東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下「東海東京」といいます。）の子会社となり、会長、社長、副社長等5名が東海東京から転籍し経営会議を運営しています。新型コロナウイルスによる混乱をはじめとする様々な要因により令和4年3月期、令和5年3月期と連続して業績が悪化し、取締役会は令和3年3月期の50円から40円→30円と連続減配の取締役会決議を行いました。しかし、当社は東海東京が親会社となる以前に積立てた十分な利益剰余金があり、たとえ令和5年3月期と同等の純利益でも安定的かつ継続的に5年間5期は60円配当を行えます。

東証は令和5年3月にPBR1倍割れ企業に改善策を要請していますが、現在、当社の株価は会社解散価値と言われるPBR1倍（当社1株当たり純資産額1842.72円）に遠く及びません。令和5年3月期末の1株当たり純資産額1842.72円と令和5年3月31日の株価1405円の差額は437.72円であり、この差額は株主全員の財産が市場では毀損している状態です。当社は株式市場に正しく企業価値を評価され、株価はPBR1倍（当社1株当たり純資産額1842.72円）以上に評価を得て、株主全員の資産価値復元を行うPBR1倍割れ解消策の第一歩として年間配当60円、年間配当60円の30倍の株価1800円以上を目指すべきです。

また、当社は東海東京と共に東証に上場していますが東海東京の沿革では様々な証券会社を合併し現在に至っており、当社が独立して存続し、継続して東証に上場を維持できるとは思いません。将来TOB等により吸収合併されるにしても、事前に配当政策によりPBR1倍以上を目指すべきです。

東海東京がTOBを行う場合の企業価値の算定には近年TOBした高木証券、エース証券共に純資産法は解散を前提としていないとしてTOB価格算定時には採用しておらず、内部留保を高めていても何ら評価されていない件が2件連続しています。

そして東海東京は1株当たり純資産額以下でTOBを成功させた後、吸収合併し解散した2社からの負ののれん益（特別利益）を計上しています。

東海東京と当社の他の少数株主との利益相反を避けるために、

東海東京が1株当たり純資産額で当社にTOBを行う場合の、負ののれん益（東海東京が得る特別利益）の試算。

東海東京の当社株式の取得価格はエース証券から現物出資を受けて1株500円です。

当社1株当たり純資産1842.73円、1,741,666株では負ののれん益は、

$(1842.72 - 500) \times 1,741,666 = 2,338,587,188$ 円(23億3858万円、1万円以下を削除)

東海東京が得る負ののれん益（特別利益）は23億3858万円です（経費等差引き前）。

株主全員の資産価値復元を行うため、東証の要請するPBR1倍以上に企業価値を高めるため、東海東京と当社の他の少数株主が利益相反を避けるため、60円配当を行うべきです。

上記の理由により本提案をいたします。

「第3号議案 定款変更及び剰余金の処分の件」についての当社取締役会意見等

① 定款変更（剰余金の配当等の決定機関を変更）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対致します。

(2) 反対の理由

当社は、第67期定時株主総会において、剰余金の配当等の決定機関を「株主総会」から「取締役会」に変更しております。また、当社は、経営陣から独立した役員（取引所の定めに基づく独立役員）を選任し、取締役会の決定事項が株主の利益を損ねることの無い態勢を整えております。

こうした態勢下、当社取締役会は十分機能しているものと考えており、剰余金の配当等の決定機関を変更する必要は無いと判断し、反対するものであります。

②剰余金の処分の件（期末配当金60円の実施）

（1）当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対致します。

（2）反対の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当を実施することを基本方針としております。

証券会社は、金融機関として重要な社会インフラの一つであり、安定的かつ持続的な経営が求められるなか、一方で経済情勢や市場環境の変動による影響を大きく受ける状況にあることから、当社取締役会は、将来にわたる安定的かつ継続的な配当実施や取り巻く環境の変化に備えるために、一定の利益剰余金を確保しておくことは重要と考えております。

当事業年度につきましては、当期純利益62百万円、1株当たり当期純利益は15円68銭にとどまりましたが、当社取締役会は株主の皆様への安定配当を優先し、利益剰余金の一部を配当金に充当することで、1株当たり30円の配当を決定しております。

第4号議案 定款追加の件

当社は会長職、副社長職を設けない (定款追加)

提案理由

当社は令和3年4月16日、当社株式1,741,666株 43.63%を保有する東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 (以下「東海東京」といいます。)の子会社となり、会長、社長、副社長等5名が東海東京から転籍し経営会議を運営しています。

当社株主総会で選任された取締役1名が就いている会長職は令和3年3月以前には設置しておらず、東海東京が親会社となり当社を統治するための経過措置と思われるが既に2年が経過し、会長職はなくとも社長職1名で足りると判断しています。また取締役ではない人物が副社長職を設けて東海東京から転籍していますが、当社有価証券報告書、決算短信ともに副社長職は記載されておらず当社の取締役ではない副社長職は、一般の企業統治の認識に反しています。

東海東京が親会社となった後の令和4年3月期、令和5年3月期と連続して業績が悪化し、令和5年3月期の第4四半期においては、ついに純利益がマイナスに転落しました。

2年連続の業績悪化、令和5年3月期の第4四半期赤字転落、2店舗統合、人件費をはじめとする経費の圧縮を行ったが売上の減少に追いついていません。

会長職、副社長職を廃止し更なる経費節減、業績の向上を行うべきです。

上記の理由により本提案をいたします

「第4号議案 定款追加の件」についての当社取締役会意見等

・ 定款に「当社は会長職、副社長職を設けない」を追加する

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対致します。

(2) 反対の理由

当社は、定款第22条において「取締役会長1名を選定することができる。」と定めており、組織規程第5条において会長の職務について、「当社を代表し、業務全般を総覧する。」と規定しております。また、同様に定款第22条において「取締役副社長を若干名選定することができる。」と定めており、組織規程第5条において副社長の職務について、「全般の業務執行について、取締役社長を補佐するとともに、取締役社長に事故あるときは、その職務を代行する。」と規定しております。

当社は、2007年以降、必要に応じて取締役会長および取締役副社長を選定しております。2021年6月以降、取締役会長は会社を代表して業務全般を総覧するとともに、親会社および親会社グループ会社と関係構築または交渉等の統括を担っております。

当社取締役会は、今後も必要に応じて取締役会長および取締役副社長を選定する考えであり、株主提案に反対するものであります。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)のわが国経済は、内需主導での緩やかな拡大基調を維持しました。海外経済の減速や物価高による家計の購買力低下等が逆風となりましたが、中国のゼロコロナ政策解除や水際対策の緩和による訪日外国人の増加などが下支え要因となりました。

海外経済については、欧米を中心に物価抑制のための金融引き締めが継続、景気減速が続きました。そうした中、インフレが限定的だったアジアでは、利上げ幅が小幅に留まった結果、高めの経済成長が維持されています。

国内株式市場では、4月に27,600円台で始まった日経平均が、1年を通して概ね26,000円から29,000円のレンジで推移しました。世界的な利上げや景気後退懸念、年末の日銀による金融緩和策修正等が嫌気された一方、経済正常化や低金利環境の継続等が下支えとなりました。期末の3月にはレンジ上限に迫ったものの、欧米での金融不安を受け反落、日経平均は28,000円台で3月の取引を終えました。

米国株式市場では、4月に34,700ドル台で始まったダウ平均が、利上げを背景に6月には30,000ドルを割り込みました。8月には一時34,000ドル台を回復しましたが、利上げへの懸念が台頭し株価は下落、9月末には29,000ドルを下回りました。その後はF R Bの利上げ幅縮小期待などから上昇に転じた株価は、年明け後も底堅く推移しました。3月には米銀破綻を受けたものの、政策当局の迅速な対応を受け反発、ダウ平均は33,200ドル台で3月の取引を終えました。

このような状況のもと、当社では地域に密着した対面による営業をビジネスの柱とし、お客様のニーズに合わせた提案営業を推進するため、国内株式、米国株式、投資信託および外債など、商品ラインナップの拡充を図っております。また、お客様の堅実な資産形成を実現していただくため、投資信託の積立てキャンペーンを行うなど、お客様本位の業務運営を行っております。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業収益25億2百万円（前期比12.6%減）、純営業収益24億97百万円（同12.3%減）、営業利益1億27百万円（同68.4%減）、経常利益1億29百万円（同71.4%減）、当期純利益62百万円（同78.3%減）となりました。

また、業績の概要は以下のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料は、16億64百万円（前期比13.5%減）となりました。その内訳は以下のとおりであります。

1) 委託手数料

「委託手数料」は、13億17百万円（同2.6%減）となりました。これは主に、株式の委託手数料が12億30百万円（同2.2%減）になったことによるものです。

2) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、2億22百万円（同45.0%減）となりました。これは主に、投資信託の販売手数料の減少によるものです。

3) その他の受入手数料

「その他の受入手数料」は、1億24百万円（同24.2%減）となりました。これは主に、投資信託の信託報酬の減少によるものです。

② トレーディング損益

「トレーディング損益」は、7億65百万円（同12.2%減）となりました。その内訳は以下のとおりであります。

1) 株券等トレーディング損益

「株券等トレーディング損益」は、3億93百万円（同22.3%減）となりました。これは主に、外国株式の売買高が減少したことによるものです。

2) 債券等トレーディング損益

「債券等トレーディング損益」は、3億72百万円（同1.8%増）となりました。これは主に、仕組債の売買高が増加したことによるものです。

③ 金融収支

金融収支は、67百万円の利益（同30.8%増）となりました。これは、「金融収益」が72百万円（同6.2%増）、「金融費用」が5百万円（同68.3%減）となったことによるものです。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、23億69百万円（同3.1%減）となりました。これは主に、「人件費」が1億65百万円減少し13億円（同11.3%減）、「事務費」が38百万円増加し4億72百万円（同9.0%増）、「不動産関係費」が37百万円増加し2億1百万円（同22.7%増）、「減価償却費」が17百万円増加し51百万円（同51.4%増）となったことによるものです。

⑤ 営業外損益

営業外収益は、22百万円となりました。これは主に、「受取配当金」によるものです。営業外費用は、20百万円となりました。これは主に、「投資有価証券売却損」および「投資顧問料」によるものです。

⑥ 特別損益

特別損益は、12百万円の損失となりました。これは主に、「投資有価証券評価損」によるものです。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は1億22百万円であり、その主なものは、本支店の環境整備および通話録音装置等に係る設備投資等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

個人金融資産が2,000兆円を超えるわが国において、国民生活をより豊かにするとの観点から、資産運用の必要性は学校教育過程に組み入れられるなど、直接金融の担い手である証券会社の重要性はより高まっています。

このような状況下、当社は地域に密着した、お客様との対面を中心とした営業活動をビジネスの中心軸とし、お客様とマーケットをつなぐ証券会社として、

- ・資金性格を鑑みた適切な助言
- ・的確な金融商品の提示
- ・適時投資情報の提供の継続

を以て貢献し、企業価値の向上に努めてまいります。

一方で、わが国における「少子高齢化」傾向は、次世代資産移転の必要性を迫っており、外部ビジネスパートナーとの連携により「相続・贈与・整理」といった課題の解決にも努めてまいります。

また、当社は、新たに中期経営計画（2022年度から2024年度）を策定し、経営戦略として「営業基盤の拡大」、「推進体制の強化」、「収益構造の安定」の3つを掲げ、基本理念『未来の安心のために』丁寧に対応してまいります。

【中期経営計画における経営戦略】

①「営業基盤の拡大」

地域に密着した店舗展開と人員配置により、お客様との対面を中心とした対応による満足度向上に努めてまいります。現状店舗のレイアウト変更や移転によるお客様との応接スペースの拡充、また地方自治体や商工会議所と連携しての金融リテラシー向上・資産形成支援セミナーの開催など、地域の皆さまと共に歩んでまいります。

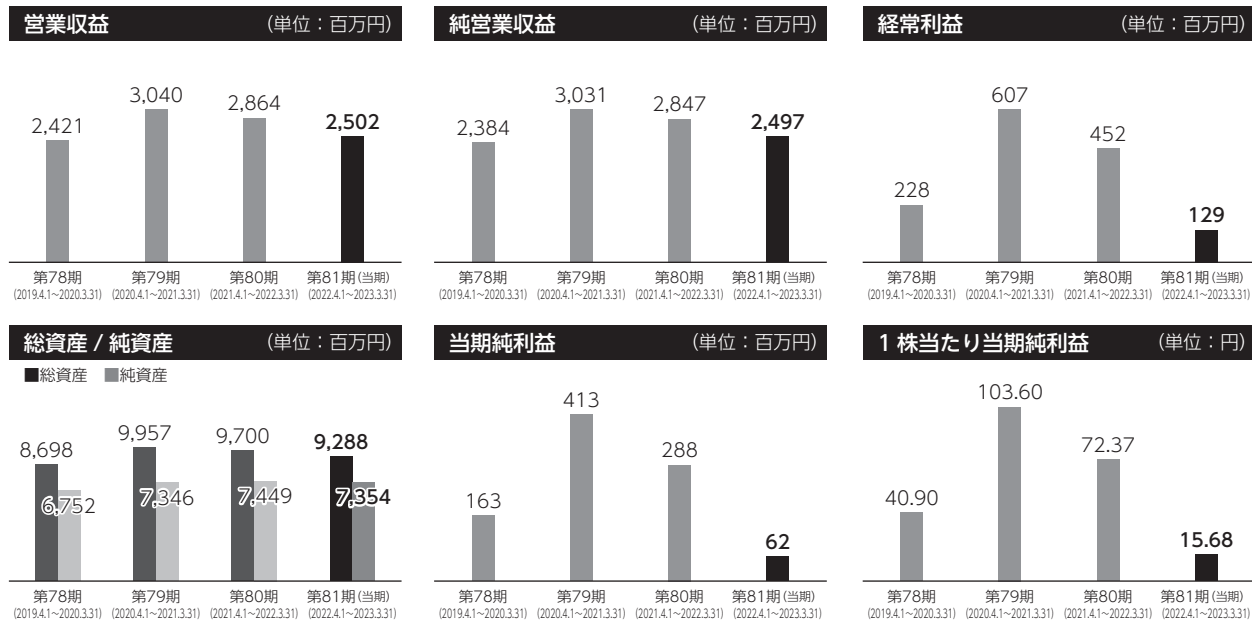
②「推進体制の強化」

お客様アンケートの実施・検証によりお客様の声をお聞きし、更なるお客様の満足度向上を図るべく、モバイル端末を用いたマーケット・金融商品情報の提供による提案力の向上や、事務手続きの簡素化による利便性の向上に努めてまいります。

③「収益構造の安定」

社員の資質向上のため、外部コンサルタントによる研修、自主参加研修（カフェテリア研修）、Eラーニング受講システムの構築など、教育研修インフラを整備し、また、費用構造の見直し、収益構造の安定化のため、重複業務の整理、外部委託の活用を進め業務の効率化により、社員ひとりあたりの生産性向上を図ります。

(5) 財産および損益の状況の推移



(単位：百万円)

区分	第78期 2019.4.1~2020.3.31	第79期 2020.4.1~2021.3.31	第80期 2021.4.1~2022.3.31	第81期 (当期) 2022.4.1~2023.3.31
営業収益	2,421	3,040	2,864	2,502
(内受入手数料)	1,217	1,854	1,924	1,664
(内トレーディング損益)	1,113	1,109	872	765
純営業収益	2,384	3,031	2,847	2,497
経常利益	228	607	452	129
当期純利益	163	413	288	62
1株当たり当期純利益	40円90銭	103円60銭	72円37銭	15円68銭
総資産	8,698	9,957	9,700	9,288
純資産	6,752	7,346	7,449	7,354

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均の発行済株式総数で算定しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第80期の期首から適用しており、第80期および第81期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当事業年度末において、当社議決権の43.6%を所有する東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、本項においては「東海東京F H株式会社」という。）は筆頭株主であり、会社法施行規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社であります。

親会社である東海東京F H株式会社との間で、当社の重要な財務および事業の方針に関する株主総会決議事項および経営上の重要事項に関し、その重要性に応じて事前協議または事後報告を経ることを合意しております。具体的な事業運営に関しては、当社独自の経営判断と意思決定が行われている状況であり、自主性・独立性が確保されているものと考えております。

また、当社は、当事業年度において親会社の子会社である東海東京証券株式会社との間で有価証券の売買等の取引を行うとともに、投資顧問契約を締結しておりますが、取引・契約条件等は市場実勢等を勘案して決定しております。当社取締役会は、2023年4月28日開催の取締役会にて、当事業年度における東海東京証券株式会社との取引が市場実勢等を勘案して行われており、当社の利益を害するものでないことを確認したうえで、取引の適正性・妥当性を判断しております。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 有価証券の売買
- ② 有価証券の媒介、取次ぎまたは代理
- ③ 有価証券の引受けおよび売出し
- ④ 有価証券の募集および売出しの取扱い
- ⑤ その他金融商品取引業に付随する業務

(8) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

① 本店

	名古屋市中区新栄町二丁目4番地
--	-----------------

② 支店

西尾支店	愛知県西尾市桜木町三丁目17番地1
蒲郡支店	愛知県蒲郡市港町1番1号
安城支店	愛知県安城市末広町8番4号
庄内支店	名古屋市西区庄内通三丁目5番地

(注) 西尾支店は2023年5月1日に愛知県西尾市熊味町南十五夜3番地に移転いたしました。

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
143名	2名減

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	区分	借入額
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	3億16百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 4,042,970株
 (3) 株主数 3,065名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	1,741,666	43.63
中村吉孝	551,200	13.81
野村證券株式会社	225,700	5.65
野村プロパティーズ株式会社	217,700	5.45
山口秀明	59,417	1.48
細川幸祐	49,100	1.23
岩井コスモ証券株式会社	46,100	1.15
株式会社ファンドクリエーション	41,200	1.03
里野泰則	30,600	0.76
丸八証券従業員持株会	28,824	0.72

(注) 1. 自己株式を51,869株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	田 島 寛 美	
代表取締役社長	鈴 木 卓 也	
取締役	末 安 堅 二	東海東京アカデミー株式会社 非常勤取締役
取締役	山 田 尚 武	弁護士法人しょうぶ法律事務所 代表社員 リーガルAI株式会社 代表取締役 VTホールディングス株式会社 社外取締役
取締役 常勤監査等委員	小 澤 眞 人	
取締役 監査等委員	丸 山 弘 昭	株式会社アタックス 代表取締役 アタックス税理士法人 代表社員 トヨタ車体株式会社 社外監査役 フジパングループ本社株式会社 社外監査役
取締役 監査等委員	鈴 木 大 輔	

- (注) 1. 末安堅二氏、山田尚武氏、小澤真人氏、丸山弘昭氏および鈴木大輔氏は、社外取締役であります。
2. 山田尚武氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 丸山弘昭氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため小澤真人氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、末安堅二氏、山田尚武氏、丸山弘昭氏および鈴木大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役を含む非業務執行取締役5名（末安堅二氏、山田尚武氏、小澤真人氏、丸山弘昭氏および鈴木大輔氏）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約に係る保険料については、当社が全額を負担しております。

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社の監査等委員を含むすべての取締役

② 当該保険契約の内容の概要

- 1) 取締役等の個人被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償する。
- 2) 個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）する場合、この会社補償についても補償する。

③ 当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

故意または重過失に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度中の取締役の異動

① 退任

該当事項はありません。

② 就任

該当事項はありません。

③ 当事業年度の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬（月例報酬）および業績連動報酬である賞与で構成されており、決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針は定めておりません。

2) 固定報酬に関する方針

当社の固定報酬は、各取締役（監査等委員を除く）の与えられる役割と責務に応じた額を、同業他社の報酬、世間一般の水準、社員給与とのバランス等を総合的に勘案して決定いたします。また、社外取締役（監査等委員を除く）等の固定報酬は、各取締役（監査等委員を除く）の社会的立場、経験等を勘案して決定いたします。なお、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の額については、取締役会の承認により代表取締役社長に一任し、代表取締役社長は、取締役報酬の決定方針等に則り決定いたします。

3) 業績連動報酬に関する方針

当社の業績連動報酬は、賞与であります。賞与を支給するか否かについては、中期経営計画の進捗と当期の利益状況、期末の財務状況、株主配当の額等を総合的に判断して決定いたします。また、賞与を支給する場合は、前述の各項目を総合的に判断し、当期純利益の3~7%を支給総額といたします。

なお、業績連動報酬の決定方針において当期純利益等を指標としている理由は、企業業績ならびに期間内の成績を評価する基準として客観的であり、一般的にも定着している適切な指標と考えているためであります。

また、賞与の個人別の支給額については、代表権を有する取締役が各取締役の固定報酬額を勘案し決定いたします。

4) 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および決議の内容

2016年6月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、年額2億4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額3,600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名で、監査等委員である取締役の員数は3名です。

5) 取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の額の配分の決定について、代表取締役社長である鈴木卓也氏に一任しております。一任した理由は、当社の代表者として全部門を統括している立場であり、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

また、取締役会は、各取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の額の決定について、代表取締役会長である田島寛美氏および代表取締役社長である鈴木卓也氏に委任しております。委任した理由は、両氏は当社の代表取締役であり、当社業績等に関する責任を負うとともに、公平・公正な評価により取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

なお、代表取締役会長および代表取締役社長に委任され決定した内容は取締役会にて適正性を確認しております。

6) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額の決定過程における、取締役会の主な活動内容

当事業年度における当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額の決定過程における取締役会の主な活動は次のとおりです。

- i) 2022年6月23日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の額について代表取締役社長鈴木卓也氏に一任いたしました。
- ii) 2023年4月28日開催の取締役会において、取締役報酬等の決定方針に則り、業績連動報酬である賞与を支給しないことを取締役会で決定いたしました。
- iii) 2023年4月28日開催の取締役会において、各取締役（監査等委員を除く）に支給された固定報酬および決定した業績連動報酬の額が、それぞれ取締役報酬等の決定方針に則った額であることの説明を受け、取締役会は各取締役（監査等委員を除く）への配分に関する適正性を承認いたしました。

(注) 各取締役（監査等委員を除く）の固定報酬の額の決定および業績連動報酬である賞与の総額の決定については、2022年4月28日開催の取締役会決議にて承認された「取締役の報酬等の決定方針等」において変更は無く、2021年2月26日開催の取締役会で決定した「取締役の報酬等の決定方針等」に則って決定しております。

② 取締役（監査等委員）の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社取締役（監査等委員）の報酬の決定方針等は2022年4月28日開催の取締役会で次のとおり決議されております。

1) 常勤監査等委員である取締役の報酬の決定方針

常勤監査等委員である取締役の報酬は、他の常勤取締役（監査等委員を除く）の報酬および社員給与等を総合的に勘案し、監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

2) 非常勤の監査等委員である取締役の報酬の決定方針

非常勤の監査等委員である取締役の報酬は、各監査等委員である取締役の社会的立場、経験等を勘案し、監査等委員会で協議のうえ、決定いたします。

③ 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

取締役（監査等委員を除く）に支給する業績連動報酬に係る指標の目標は特に定めておりません。

当事業年度については、当期純利益の額および株主への配当を勘案し、業績連動報酬を支給しておりません。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	60,690 (13,650)	60,690 (13,650)	- (-)	- (-)	4 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24,000 (24,000)	24,000 (24,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	84,690 (37,650)	84,690 (37,650)	- (-)	- (-)	7 (5)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

会社における地位	氏名	兼職する法人名等	兼職の内容
社外取締役	末安堅二	東海東京アカデミー株式会社	非常勤取締役

東海東京アカデミー株式会社は、当社の親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の子会社であります。

社外取締役	山田尚武	弁護士法人しょうぶ法律事務所 リーガルAI株式会社 VTホールディングス株式会社	代表社員 代表取締役 社外取締役
-------	------	--	------------------------

弁護士法人しょうぶ法律事務所、リーガルAI株式会社およびVTホールディングス株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。

社外取締役 監査等委員	丸山弘昭	株式会社アタックス アタックス税理士法人 トヨタ車体株式会社 フジパングループ本社株式会社	代表取締役 代表社員 社外監査役 社外監査役
----------------	------	--	---------------------------------

株式会社アタックス、アタックス税理士法人、トヨタ車体株式会社およびフジパングループ本社株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	末 安 堅 二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役会議事進行の任を担うとともに、金融機関における経営者としての経験を活かし発言を行い、経営全般にわたる意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	山 田 尚 武	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして発言を行い、特に企業法務の専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たすとともに、当社のコンプライアンス体制について、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 常勤監査等委員	小 澤 眞 人	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会17回の全てに出席し、証券会社等での豊富な実務経験や経営者としての経験を活かして発言を行うなど、経営全般にわたる意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、オブザーバーの立場での経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など主要な会議への出席などにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 監査等委員	丸 山 弘 昭	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会17回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的な知識と幅広い経験を活かして発言を行い、特に企業会計について専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たすとともに、当社の財務会計システムについて適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 監査等委員	鈴 木 大 輔	当事業年度に開催された取締役会18回、監査等委員会17回の全てに出席し、取締役会においては、証券会社等での豊富な実務経験や経営者としての経験を活かして発言を行うなど、経営全般にわたる意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすとともに、監査等委員会において、当社の管理体制全般について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 当事業年度において、社外役員が、当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から役員報酬として受けた報酬等の額の総額は6百万円でありませぬ。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬の内容	報酬等の額 (千円)
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約上、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を合理的に区分できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過去の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性および職務の執行状況等の評価の結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

I 業務の適正を確保するための体制についての決定内容

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制および監査等委員会の職務執行のために必要な体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）を2016年6月28日開催の取締役会において、以下のとおり決定しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として「倫理綱領」を制定し、基本理念、基本方針、倫理コード、勧誘方針について定める。
- ② 社外取締役を選任し、経営に対する監視機能を充実させる。
- ③ 「コンプライアンス・プログラム」を制定し、コンプライアンス遵守を徹底する。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置し、業務監査を中心とした内部監査を実施する。
- ⑤ 「自主申告制度」ならびに「内部通報制度」等を整備し、違反行為の未然防止、早期発見に努める。
- ⑥ 反社会的勢力および団体に対して屈することなく、不当要求行為に対しては毅然たる態度で対応するため、「反社会的勢力に対する基本方針」ならびに「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を整備し、外部専門機関と連携しながら関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、営業機密情報、個人情報等について、「文書管理規程」、「個人情報の保護に関する規程」、「情報管理規程」および「情報セキュリティポリシー」等を整備して管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に潜在するリスクを識別し、その低減および危険発生の未然防止のためのリスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう規程を整備し、委員会等を設置する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度により事業運営に関する迅速な意思決定および機動的な職務執行を推進する。

- ② 取締役会の諮問機関として、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」および「懲戒審査委員会」の3つの委員会を設け、法令遵守の状況やリスク管理の状況等について組織横断型の牽制機能を生かしながら監視、監督を行う。
- ③ 業務分掌規程、職務権限規程等を整備し、権限および責任の明確化を図る。

(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および親会社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」を策定し、法令等に基づく内部統制の整備、運用および評価をする体制を構築する。
- ② 当社および親会社は、それぞれの会社において連携担当部署を特定し、必要に応じて内部監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助すべき使用人を指名する。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および他の使用人の指揮命令を受けることなく、独立性を確保するものとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項および重大な法令・定款違反を発見したときは、法令・社内規程に従い、速やかに監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席して意見を述べ、会議等に議題および検討事項を提出する等の権限を有する。また、これらの会議を通じ、業務執行に係る監査等委員会への報告機能を確保する。
- ③ 監査等委員は、取締役および重要な使用人、会計監査人、内部監査室等にヒアリングし、業務執行状況について説明を受け、意見交換を行い緊密な連携を保つことにより監査の実効性を確保する。

- ④ 監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および使用人に周知徹底する。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員会は、監査の方針、監査の方法、監査費用の予算等について決定する。
- ② 監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会および使用人は、監査等委員会から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供する。
- ② 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。

II 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

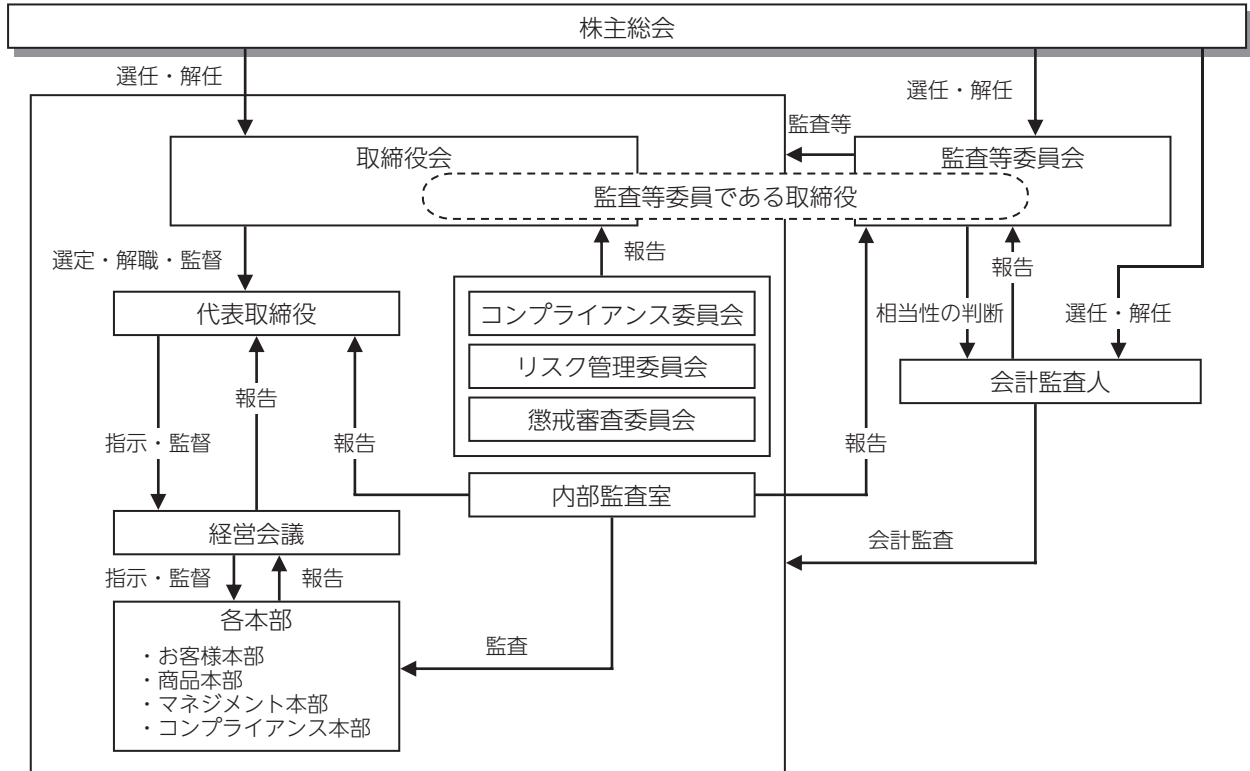
(1) 取締役・使用人の職務執行について

当事業年度は取締役会を18回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに上記に掲げた内部統制システムの整備に関する基本方針および社内規程に従って、コンプライアンス委員会を12回、リスク管理委員会を12回、懲戒審査委員会（旧審査委員会）を3回開催したほか、コンプライアンス・プログラムに基づいて役職員の研修、商品勉強会等を定期的実施するなど、役職員の業務執行の適正性の確保に努めました。また、内部監査室はその運用状況についてモニタリングを行いました。

(2) 監査等委員会の職務執行について

当事業年度は監査等委員会を17回開催し、監査計画に基づき監査を実施しております。また、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室等と定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

コーポレートガバナンス体制図 (2023年3月31日現在)



7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、企業価値の向上を踏まえた内部留保に配慮しつつ、安定的かつ継続的に配当性向30%を目指すことを基本方針としております。

当事業年度の年間配当金につきましては、2023年5月25日開催の取締役会決議により、1株当たり30円（期末配当30円）とさせていただきます。

当期純利益は62百万円、1株当たり当期純利益は15円68銭にとどまりましたが、株主の皆様への安定配当を優先し、利益剰余金の一部を配当金に充当することを決定しております。

なお、当事業年度の支払い配当の総額は1億19百万円で、配当性向は191.3%です。

(注) 当社は、2009年6月20日開催の第67期定時株主総会において、機動的な配当政策を図るため、定款に規定される剰余金の配当等の決定機関を「株主総会」から「取締役会」に変更しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	7,687,537
現金・預金	2,742,158
預託金	1,500,000
顧客分別金信託	1,500,000
トレーディング商品	714,891
商品有価証券等	714,891
約定見返勘定	101,744
信用取引資産	2,184,489
信用取引貸付金	2,153,543
信用取引借証券担保金	30,945
立替金	30
短期差入保証金	150,000
有価証券	789
預け金	130,212
前払費用	22,460
未収入金	71,798
未収収益	68,062
その他の流動資産	901
固定資産	1,600,845
有形固定資産	245,206
建物	173,205
器具備品	72,001
無形固定資産	2,969
電話加入権	100
ソフトウェア	2,869
投資その他の資産	1,352,669
投資有価証券	923,584
従業員に対する長期貸付金	1,410
長期差入保証金	383,519
長期前払費用	4,685
繰延税金資産	13,864
その他	43,605
貸倒引当金	△18,000
資産合計	9,288,383

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,831,645
信用取引負債	361,320
信用取引借入金	316,401
信用取引貸証券受入金	44,919
預り金	1,062,551
顧客からの預り金	598,979
その他の預り金	463,572
受入保証金	223,372
未払金	11,296
未払費用	94,010
未払法人税等	17,614
賞与引当金	61,320
その他流動負債	158
固定負債	82,399
資産除去債務	81,399
その他の固定負債	1,000
特別法上の準備金	19,820
金融商品取引責任準備金	19,820
負債合計	1,933,864
純資産の部	
株主資本	7,363,648
資本金	3,751,856
資本剰余金	336,225
資本準備金	320,490
その他資本剰余金	15,734
利益剰余金	3,389,322
利益準備金	170,425
その他利益剰余金	3,218,897
繰越利益剰余金	3,218,897
自己株式	△113,755
評価・換算差額等	△9,129
その他有価証券評価差額金	△9,129
純資産合計	7,354,518
負債・純資産合計	9,288,383

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
営業収益	2,502,719
受入手数料	1,664,473
委託手数料	1,317,388
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	222,283
その他の受入手数料	124,801
トレーディング損益	765,780
金融収益	72,464
金融費用	5,358
純営業収益	2,497,360
販売費・一般管理費	2,369,870
取引関係費	249,081
人件費	1,300,100
不動産関係費	201,794
事務費	472,596
減価償却費	51,675
租税公課	44,040
その他	50,580
営業利益	127,490
営業外収益	22,259
受取配当金	21,298
その他	961
営業外費用	20,100
投資有価証券売却損	15,062
投資顧問料	4,583
その他	454
経常利益	129,649
特別利益	2,717
関係会社清算益	2,717
特別損失	14,913
投資有価証券評価損	13,476
金融商品取引責任準備金繰入れ	1,437
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	117,453
法人税、住民税及び事業税	35,214
法人税等調整額	19,651
当期純利益	62,587

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その 資 剰 余	他 本 金	資 剰 余 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	154,460	3,331,917	3,486,378
当期変動額							
剰余金の配当					15,964	△175,608	△159,644
当期純利益						62,587	62,587
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	15,964	△113,020	△97,056
当期末残高	3,751,856	320,490	15,734	336,225	170,425	3,218,897	3,389,322

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△113,755	7,460,704	△11,268	△11,268	7,449,436
当期変動額					
剰余金の配当		△159,644			△159,644
当期純利益		62,587			62,587
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			2,138	2,138	2,138
当期変動額合計	—	△97,056	2,138	2,138	△94,918
当期末残高	△113,755	7,363,648	△9,129	△9,129	7,354,518

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準および評価方法

トレーディング商品に属する有価証券およびデリバティブ取引等については、時価法を採用し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準および評価方法

その他有価証券

1) 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

2) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～24年

器具備品 5年～10年

(少額減価償却資産)

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金および準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に従い、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- 1) 委託手数料は、主に株式等の売買注文の取次ぎから生じる手数料であります。売買注文を流通市場に取次ぐ履行義務は約定日等に充足されるため、当該一時点で収益を認識しております。
- 2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、有価証券の引受け、売出し（有価証券の買付けの申し込みまたは売付けの期間を定めて行うものに限る。）または特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受入れる手数料であります。一般的に、条件決定日に引受責任を負う義務等を充足したとして、当該一時点で収益を認識しております。
- 3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、有価証券等の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募もしくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより引受会社等から受入れる手数料であります。一般的に、募集等申込日に販売等の義務を充足したとして、当該一時点で収益を認識し、受益証券等で売買形式による場合は委託手数料に準じて収益を認識しております。
- 4) その他の受入手数料に含まれる投資信託の運用、管理により生じる委託者報酬および代行手数料は、投資信託の信託約款に基づき、投資信託財産の日々の純資産総額に対する一定割合を収益として認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を外貨建金銭債権債務等にそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）13,864千円

（繰延税金負債と相殺前の金額は38,218千円です。）

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得およびタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」において、分類3に該当するとして、一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、将来の合理的な見積可能期間以内の見積課税所得の範囲内で計上しております。見積課税所得は翌事業年度の予算を基礎とし、一定のストレス値をかけた上で見積りを行っております。

2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる主要な仮定は、予算およびストレス値となります。

i) 予算

予算は過去の実績をもとに、国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化、足元の資金の流出入状況や顧客預り資産の推移等といった前提を考慮し、営業方針とともに決定しております。

ii) ストレス値

ストレス値は、収益および費用の過年度の予算達成率を参考に算出しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

国内外における将来の相場の見通しやマーケット環境の変化の予測は不確実性が高く、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

翌事業年度の実績値が、ストレス値をかけた予測値から想定以上に乖離し、所得が減少した場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金 100,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金 -千円

(注) 上記のほかに、信用取引借入金の担保として保有有価証券162,873千円、為替予約取引の担保として定期預金30,000千円を差し入れております。

(2) 差し入れた有価証券の時価額

信用取引貸証券 50,895千円

信用取引借入金の本担保証券 316,495

計 367,390

(3) 担保として差し入れを受けた有価証券および借り入れた有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券 2,000,962千円

信用取引借証券 31,407

受入保証金代用有価証券 1,312,972

計 3,345,342

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 294,450千円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 790千円

短期金銭債務 602,959千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 4,060千円

販売費・一般管理費 72,720千円

営業外費用 4,887千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,042,970株	－	－	4,042,970株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	51,869株	－	－	51,869株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	159,644千円	40.00円	2022年3月31日	2022年6月9日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	119,733千円	30.00円	2023年3月31日	2023年6月13日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	24,908千円
投資有価証券評価損	21,407
賞与引当金	18,763
ゴルフ会員権評価損	6,120
金融商品取引責任準備金	6,064
差入保証金	5,142
その他	19,079
繰延税金資産 小計	101,486
評価性引当額	△63,268
繰延税金資産 合計	38,218

繰延税金負債

資産除去費用	△22,077
その他	△2,276
繰延税金負債 合計	△24,353
繰延税金資産の純額	13,864

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、個人向けの対面営業による有価証券の売買等の媒介、取次または代理、募集・売出しの取扱いおよび株券トレーディング等の有価証券の売買等、金融商品取引業を中核とする投資金融サービス業を主な事業の内容としております。

これらの事業は主として自己資金で行っておりますが、信用取引に係る資金については、証券金融会社からの資金調達もしております。また、将来の資金需要に備え、取引金融機関と当座貸越契約等を締結しております。

資金運用については、短期的な預金の他、顧客の委託を受けて行う信用取引に係る株式買付代金の貸付業務および自己の計算に基づき行うトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、外国証券の売買代金決済のため為替予約取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として、事業資金としての現金・預金、顧客からの預り金等を法令に基づき信託する顧客分別金の預託金、自己の計算に基づき保有する株券や債券等のトレーディング商品、純投資目的や事業推進目的で保有する投資有価証券および顧客に対する信用取引貸付金等があり、金融負債は、主として、証券金融会社からの信用取引借入金があります。

預金については、ペイオフ対策として基本的には当座預金および普通預金（決済性預金）としております。また、預託金（顧客分別金信託）については、その運用に対して元本補填のある信託契約となっております。

保有するトレーディング商品および投資有価証券については、市場価格が変動することによる市場リスクや発行体がデフォルト状態になる等の信用リスクに晒されています。

信用取引貸付金については、担保として現金あるいは有価証券を徴求しておりますが、株式相場の急激な下落による信用取引建玉に予想を超える評価損が発生した場合には、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、短期借入金および信用取引借入金については、業績悪化等により金融機関からの調達が困難となる場合や、通常よりも高い金利での調達が余儀なくされる資金流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスクの管理

信用取引に係る信用リスク管理については、社内規程に基づき、日々個々の顧客の担保管理を行っております。なお、当社の信用取引残高の上限額については、半期ごとに取締役会で決定しております。

投資有価証券に係る信用リスク管理については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

預金、顧客分別金信託に係る信用リスク管理については、国内の信用力の高い金融機関を中心に預け入れることを基本的な方針としております。

2) 市場リスクの管理

i) トレーディング商品に係る市場リスク管理については、取締役会において運用の基本方針を定め、当社の財務状況および市場環境などの変化に応じて適宜これを見直しております。その運用方針に沿った社内規程に基づき、商品ごとにポジション枠を設けたうえで、損失限度額をロスカットルールにより定めております。リスク管理担当部署においては、このポジション、損益両面から市場リスクに対する日常的なモニタリングを行い、日々経営陣等に報告しております。

ii) 市場リスクに係る定量的情報

当社は、トレーディング商品および金融商品取引所に上場されている投資有価証券等について、自己資本規制比率を算定する際の標準的方式を用いて、市場リスク相当額を算定しております。

2023年3月31日（当期の決算日）現在、当社の市場リスク相当額は277,140千円であります。

なお、2022年3月31日（前期の決算日）現在の当社の市場リスク相当額は124,574千円でありました。

3) 流動性リスクの管理

財務部にて資金管理表を作成し、日々経営陣に報告を行っております。また、必要に応じて金融機関から流動的な資金が調達できる体制を構築しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、預託金、約定見返勘定、信用取引資産、預け金、信用取引負債、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券等および投資有価証券	1,600,379	1,600,379	—
① 売買目的有価証券等	714,891	714,891	—
② その他有価証券	885,487	885,487	—
資産計	1,600,379	1,600,379	—
(2) デリバティブ取引（※1）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(158)	(158)	—
② ヘッジ会計が適用されているもの（※2）	(312)	(312)	—
デリバティブ取引計	(471)	(471)	—

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で示しております。

(※2) デリバティブ取引は、為替予約等の振当処理によるもので、ヘッジ対象とされている約定見返勘定等と一体として処理されているため、その時価は約定見返勘定等を含めて記載しております。

(注) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、投資有価証券（非上場株式）は金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	38,096
合計	38,096

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等および投資有価証券				
商品有価証券等				
売買目的有価証券等				
株式	506,381	—	—	506,381
上場投資信託	208,510	—	—	208,510
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	30,582	—	—	30,582
上場投資信託	854,905	—	—	854,905
デリバティブ取引				
通貨関連	—	158	—	158

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

商品有価証券等および投資有価証券

上場株式および上場投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式および上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権については、1年以内の償還予定のもののみとなっております。

(注3) 金銭債務の決算日後の返済予定額

金銭債務については、1年以内に返済予定のもののみとなっております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	東海東京証券株式会社	該当なし	有価証券の 売買等	外国株券等の 国内店頭取引 (注) 1	28,265,644	約定見返勘定 (負債) (注) 2	593,703
			投資顧問 契約	投資助言サービス に基づく資金の預 け入れ (注) 1・3	1,000,000	預け金 (資産)	130,212

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

外国株券等の国内店頭取引については、時価を基準として適正と判断する価格を決定しております。投資顧問契約における取引金額については当社が設定した運用計画等に基づいて決定しております。

2. 約定見返勘定の期末残高については、資産と負債を相殺して記載しております。

3. 投資顧問契約における預け金の取引金額と期末残高については、当初預け入れ額を取引金額に、株券等の売買取引後の残高を期末残高に記載しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

受入手数料	
委託手数料	1,317,388
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	222,283
その他の受入手数料	124,801
(うち、投資信託の代行手数料)	(114,739)
顧客との契約から生じる収益	1,664,473
その他の収益	838,245
営業収益	2,502,719

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権の残高（期首残高）	79,999
顧客との契約から生じた債権の残高（期末残高）	68,062

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,842円73銭
 (2) 1株当たり当期純利益 15円68銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

丸八証券株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊加井 真 弓
公認会計士 森 重 俊 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸八証券株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社の子会社との間の取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

丸八証券株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小澤 真人 ㊟

監査等委員 丸山 弘昭 ㊟

監査等委員 鈴木 大輔 ㊟

(注) 常勤監査等委員小澤真人並びに監査等委員丸山弘昭及び鈴木大輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

名古屋栄ビルディング 12階特別会議室
(名古屋市東区武平町5-1)

交通機関の
ご案内

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 5番出口より東へ徒歩約1分
※駐車場はありませんのでご注意ください。



[本総会ではご来場者様へのお土産の配布を中止いたします](#)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。